

## 西海市教育委員会（令和6年第8回定例会）会議録

期 日：令和6年8月27日（火） 午後9時30分開会

場 所：西海市役所 本館3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、矢吹 希己代、武宮 智、谷口 久美子

出席者：教育次長 田口 春樹

教育総務課 課長 岩永 勝彦

課長補佐 山下 健悟、森下 直也

学校教育課 課長 高尾 晃

参事 尾畑 幸二

社会教育課 課長 尾崎 淳也

課長補佐 白濱 義晴、大石 克也

傍聴者：なし

### 1. 開会

○教育長

ただいまから、第8回定例教育委員会を開会いたします。

### 2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に北島委員、谷口委員を指名いたします。

### 3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

### 4. 教育長諸報告

○教育長

長崎県教育庁義務教育課来庁

要保護児童対策地域協議会代表者会議・いじめ問題対策連絡協議会

広尾町・西海市小学校親善交流

第2回中学校教科書採択協議会

令和6年度西海市・西彼杵郡学校保健会総会

新規ALT辞令交付式

第1回就学支援委員会

## 5. 議事

### 日程第1「議案第63号 令和5年度西海市教育委員会自己点検・評価について」

#### ○教育長

日程第1「議案第63号 令和5年度西海市教育委員会自己点検・評価について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

#### ○教育次長

「議案第63号 令和5年度西海市教育委員会自己点検・評価について」となります。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、別紙のとおり提出しようとするものです。参考条文につきましては、1ページ下段のほうに記載しております。今回、自己点検評価報告書をですね、取りまとめをして提案をしているわけなのですが、内容が多岐にわたりますので、本件につきましては、本日、議案として提案をいたしまして、継続審議との取扱いでお願いしたいというふうに思います。これにつきましては、今のところ10月の定例教育委員会で再度提案をするということで、事務局のほうでは作業を進めていきたいというふうに思います。

それでは報告書の中身について説明をさせていただきたいと思います。まず報告書の目次をご覧くださいになっていただいでよろしいでしょうか。この報告書の全体の構成を目次に基づいてご説明をさせていただきたいと思います。

まず1教育委員会の所管事務に係る自己点検評価についてですが、点検評価の概要について、法に基づいた説明を加えさせていただいております。

次に2学識経験者による所見ですが、本日の提案内容についてはですね、まだ学識経験者の所見については掲載をしておりません。後ほど説明させていただきます。

3自己点検評価一覧表の1から3の大きく分けて3つの項目に分けております。3の自己点検評価一覧表の1教育委員会の活動についてで、2教育委員会が管理執行する事務について、3教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務についてという3つに分けております。

4ページを開いていただいでよろしいでしょうか。ここに学識経験者による所見を次回の提案をする際に、盛り込ませていただきたいというふうに思います。現段階で所見を頂く先生ですが、昨年度に引き続き、県教育会常務理事の一瀬薫先生、そして、昨年は柏田正先生にお願いしたところですが、今年度は椋本博志先生、元亀岳小学校の校長先生になります。本年3月に定年退職された先生になります。このお2人をお願いをするような形でですね、予定をしております。既に事前に連絡をさせていただいて、内諾を頂いているところです。

次、5ページ以降が自己点検評価一覧表になります。

6ページ開いていただいでよろしいでしょうか。これが実際、教育委員会としての活動をですね、1から5の項目に分けてまとめているものです。教育委員会の構成、教育委員会会議の運営及び情報発信、市長との連携、教育機関等との連携、そして教育委員の自己研鑽ということで、それぞれの項目にわたって、5年度、そして4年度の対比も含めて内容等をまとめさせていただいているところです。

次、9ページ教育委員会が管理・執行する事務についてということで、これについまし

ては、定例教育委員会あるいは臨時の教育委員会で議案を提出して、教育委員の皆様方に、審議をしていただいた内容でまとめさせていただいているところです。10 ページから 11 ページ、1 から 15 の項目にこれも分けて整理をさせていただいているところです。その中で申し訳ございませんが、内容の訂正をですね、お願いしたいところがあります。10 ページの 1、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関することで、検討件数が 5 年度 4 件としているところを 3 件に訂正をお願いいたします。あわせて、11 ページ、中項目が 11 市文化財の指定又は解除に関するところ、検討件数が 5 年度 1 件としているところを 2 件に訂正をお願いいたします。この件数の内訳につきましては 12 ページから 15 ページに、それぞれの議案の名称、そして結果で、中項目というところですね、実際、先ほど説明している 1 から 15 の項目になるということです。それぞれ区分わけをしておりますので、後ほどゆっくりご覧になっていただきたいというふうに思います。先ほどの訂正に関連しましてもう 1 点 14 ページを開いていただいてよろしいでしょうか。14 ページの第 1 回定例会の右側に、中項目が 1 としているところを 11 に訂正をお願いいたします。

引き続きまして、17 ページ以降ですね、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務についての説明に移りたいと思います。これ以降が大変、内容的に多いところがありまして、ゆっくり時間をかけて、委員の皆様方にも見ていただきたいところがありますが、17 ページ以降の部分をより、対前年度と比較して見やすいような形で、68 ページ以降にまとめております。

68 ページを開いていただいてよろしいでしょうか。68 ページ以降に主要施策、主要事業、施策の方向性、成果指標、そして令和 4 年度の状況、令和 5 年度の状況、そして最終目標値を掲載しているページということでまとめさせていただいております。全体が 98 項目ございます。その中で令和 4 年度と令和 5 年度の比較いたしまして、改善をしている項目が 8 項目、前年度と同じ項目が 87 項目、逆に令和 4 年度と比較しまして、評価が低くなっている、悪くなっている項目が 3 項目あるということで、まとめさせていただいているところです。

詳細につきましては、各項目ですね、大変多岐にわたるところがありますので、本日の提案理由の説明の中では省略をさせていただきたいと思います。先ほど申し上げましたとおり、継続審議ということで、本日についてはですね、そういったところも踏まえてご意見を頂ければというふうに思っているところです。提案理由につきましては以上でございます。

#### ○教育長

議案第 63 号の説明がありました。質疑ありませんか。北島委員、どうぞ。

#### ○北島委員

はい。毎年、この時期になったかなというところで、この自己点検もですね、大変な作業かなと思いますが、1 年間を振り返るということで、非常に有意義な時間になっているというふうにも思います。そうした中で全体的には、もう何年されてらっしゃいますかね、かなりの年数の中で、しっかりと項目ごとに、ある程度 B という評価も、多くなってきて

いるかなと思います。中身の件についても、1つ質問あるのですが、まず、お聞きしたいのが、毎回この教育委員会の意見等も反映しながらですね、フォーマットを変えていたり、工夫していただいているところです。これは法令で決まっている作業ということで、各県とか県内とかで、やっぱりこのフォーマットや、その項目は、各自治体の教育委員会ごとに違うものでしょうか。まず1点目、そこをお聞かせください。

#### ○教育次長

はい。北島委員から出ましたように、これについてはですね法定で行わなければいけない事務ということで、平成27年度法改正に伴って、この点検評価、要は教育委員会の責任の明確化というところも含めまして、点検評価を実施するというふうな形になっていたというふうに記憶をしております。報告書のスタイルですね、これについてはあくまで各市町の判断でどういった形でやるのかっていうのは決めていると認識をしております。西海市におきましては、西海市の教育行政の1番となる教育、教育振興基本計画ですね、これが根幹としてあります。それに基づいて、例えば教育総務課であれば教育総務課の事業、学校教育課であれば学校教育課の事業、社会教育課であれば、社会教育課の事業と、いろんな事業をやっております。そういったところで、今回の市の計画に基づいて行うということになっております。やはり振興計画の施策体系に基づいたところの整理が1番やりやすいであろうと、逆に点検評価をして、PDCAサイクルを改善していくというところも踏まえましてですね、そういったスタイルが1番良いであろうということで、本市においては、こういった取組をさせていただいているところです。

#### ○北島委員

はい。関連ですが昨年度の自己評価のところでも、数点意見を述べさせていただいたところが、課題方向性について、比較的その抽象的な言葉が多いというところですね、例えば「強化する」とか「努める」とか言ったようなところっていうのはなかなか、どこのレベルを意味しているのかということが分かりづらいところがあって、今後、この評価を高める上でもですね、定性的・定量的な評価ということを意識されるとういかなあというふうに思います。

ひとつ中身のほうですね、お尋ねをすると、感想を申し上げたいのですが、19ページですね、3番の施策ですね「生きる力を育む学校教育の実現」というところで、ちょっとコメントを頂きたいところがあります。これについては、評価としては「伸び悩んでいる」ということが書いてございます。一方で数字を見ると4年・5年の比較でいうと、小学校中学年はですね22パーセントも落ちているし、全体的に下降していると言ったようなことがあります。一方、下降具合っていうレベルっていうのを、100%を目標としているところからの3割とか4割とかいったようなところであって最終評価がCというのが、実際どうなのかなあと。ちょっとその評価のつけ方として、少し疑問を感じたところです。

あわせてですね、これと関連してなんですけど、45ページの家庭、保護者への家庭教育の支援というこれも上のほうですね53番です。こちらのほうが、4年度6学級されたところ、以前は13学級されていたりとか、それが5年度はなかったといったようなこと

で、こちらはやはり家庭、保護者の皆さんの連携ですとか、意識向上というところ非常に大事なのかなあと考えてまして、この辺の関連性あたりどう捉えておられるのか、また改めてA3判の評価について、どう感じられているのかという辺りをちょっとお聞きしたいんです。

#### ○学校教育課長

はい、ありがとうございます。この19ページの上段の家庭での学習時間と内容の充実のC評価に関しては、私どもも検討する際に、実際、D評価の基準というのが「大幅な見直し」というのが視点としてあってですね。大幅な見直しという意味ではなくて、実際、この家庭学習についてはもう取り組めないことではないなというふうに思っております。現状のまま、大幅な見直しをすることなく、改善を図るという意味でCというふうにさせていただいたところでもあります。全ての学校に全国学生の質問紙のデータをもとに、この指標が教育委員会としては大きな評価の手法となっているところを、各学校に、もう一度周知をしっかりとしていきたいなというふうに思っています。校長から各担任に、この家庭学習がすごく課題として取上げられているということ、今年度、改めてまた周知をしていきたいなというふうに思っているところでもあります。本市の家庭学習については、本当に大きな課題で、逆に、家庭学習の時間は少ないけども、ゲームの時間も多というのが一つのポイントとしてあります。そういった視点を明確にして、課題となる部分を改善していきたいなというふうに思っているところでもあります。

#### ○社会教育課長

私の方から、この45ページの53番の家庭教育学級の開催についての、D評価ということでご説明をさせていただければと思います。こちらにつきましては、家庭教育学級ということで、学校保護者の方々との連携も非常に大事なところでございます。令和5年度につきましては、この事業内容の成果というところで記入はしておるところでございます。令和5年度につきましては、事業凍結といいますか、事業予算の獲得ができなかったというのが大きなところでございます。ゼロ予算になったというのが大きな原因の一つではないかというふうに考えております。しかしながら、今年度、令和6年度につきましては、事業復活ということで、予算化もできておるところでございます。現状で言いますと三つの学級につきましては、今年度につきましてはですね、実施しておるところでございます。令和5年度につきましては、このような結果になっておりますけれども、今後も学校また保護者の方々も含めてですね、情報共有・情報提供しながら、行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

#### ○北島委員

よろしいですか。それぞれありがとうございます。やはり、家庭における保護者の皆さんの意識ってということも、非常に重要ななと思いますので、ぜひ、学校教育課のほうと連携しながらそういったテーマを考えていただければなと思います。それから学校教育課のほうのご説明については、これは根拠をきちんと自分たちで把握されておられるということであれば、それ以上のことはないのですけれども、まず指標でいうと50%未満

ってというのがはっきりあります。方向性は変えずに、さらに強化するということではありますが、その上で下がっているということをやはり認識すべきだと思いますし、当然その意識を共有するためにはですね、しっかりと「厳しい評価である」ということを認識することが大事かなというふうに思ってます。意見として挙げていただければと思います。以上です。

#### ○矢吹委員

68 ページの NO. 18 の不登校等の子供への支援というところでの評価がDで、令和4年度も5年度もD評価ということで、改善率も下がっているということですのでけれども、やっぱり、不登校の問題というのは大変難しい問題だとは思いますが。小学校中学校で学校に行けないっていう子供さんたちの改善率を示されていると思うのですが、高校に進学であったり、就職されている子供さんたちの復帰率っていうものはどういった状況になっているのでしょうか、教えていただければと思います。

#### ○学校教育課長

はい、ありがとうございます。まず不登校率数についてですね、不登校児童生徒の改善率については、実際この24%というのが、どういう根拠であるかと申します。令和5年度は70名不登校児童生徒がおり、そのうち17名が改善傾向にあるということで、ここに挙げさせていただきました。実際に、この不登校で改善が見られたっていうことは、今まで家にいたのが別室登校になったりとか、教室に入って当たり前のように学習活動に参加できるようになったりとか、それぞれの状況で把握をしております。なかなかこの部分が改善できないことがすごく多く、学校教育課としては大きな課題として考えております。ただ、中学3年生の進学状況を見ても、オンライン、通信制の高校に行かれたり、定時制の高校に行かれたりとかっていうことで把握をしておりますが、その高校に行ってから状況というのは、私どもも把握できてない状況であります。今後、調査可能な範囲で、問合せ等させてもらって、次回とか、また機会があるときに報告できればなというふうに思っております。

#### ○武宮委員

全体的な評価が昨年度と比較して、同じかまたは改善されているところがたくさんあるということで大変ありがたく思いました。

私の中から気になった点を2点ほどお伝えしたいと思うのですが、1点目は北島委員と同じところになるのですが、19ページのNO. 3のところ、学力の向上ということで、家庭での学習時間が問題になっているわけですが、これちょっと子供たちの現状のところから申し上げますと、小学生に限ってのことですが、市内全体の小学生の半数約5割は、学校が終わった後に、家庭との中間に学童保育というところに通っています。学童保育は基本的に子供たちを保育するので、学習、教えるという場所ではないのですが、多くの学童保育は、平日に学習時間を取り入れています。それはなぜかというと、保護者からの要望があるからですね、家庭に帰る前に、「そこで宿題をさせてほしい」と。その要望を受入れて、多くの学童保育が取り組んでいます。要は学童に預けるということは両親共働き家庭

で、放課後の保育ができないということで、そのような形になっています。家に帰っても習い事があるなど多数いらっしゃいますし、家庭でなかなか時間がとれない、また親が見ることができないというようなところからそういう要望が出てきていると思っています。それで、学童保育の現場は、それを何とか受け入れると家庭の代わりと思って学習時間をつくっているんですね。また、この夏休みは、特に、時間が長いので、非常に大変な現状ではあるのですが、そういった中で課題となっているのは「学童保育の職員は子供に学習を教える」というスキルはないということなんです。

だから、これまでもいろいろ問題提起はしていたのですが、そういった中で、子供たちが、小学生の半数はそういった生活をしているという現状があります。その中で、数値にどういふふうに反映されたか分かりませんが、塾等も含む平日の学習時間ということがありますので、一つ視点として、学童保育でそういった学習時間が取れととれている子がたくさんいるが、そこが含まれているかどうかということも、家庭の学習に含めるかどうかということも含めて、視野に入れていただければなあと思いました。

それから2点目ですが、これは25ページの上のほうですね15番のところで、読書活動の推進ということに関して、こちらも評価がCということで、子供たちの読書がなかなか進まない、できていないという評価になっていますが、この件に関しまして、学校図書館司書と図書館運営補助員の配置ですが、26ページの上のNO.17のほうでは、評価はAとなっていて「適正に配置ができています」という評価になっています。実際現場の中で、ちょっと司書が減員されている。その補助員も減っているという中で、学校兼務されている方がとても大変であるというような声を、お聞きしており、そのことがもしかすれば、子供たちの読書離れというか、そういうことにももしかしたら、つながっているのかなということも思いまして、その辺のこのNO.15やNO.17の評価の関連性や、その辺のところで少し気になりましたので、発言させていただきました。

#### ○教育長

今、2点あったかと思いますが、学童の学習時間を含めているかどうかという点と図書館の司書の配置についてです。はい。学校教育課長。

#### ○学校教育課長

はい、どうもありがとうございます。まず1点目の家庭学習の時間にして、学童での学習時間が含まれているかということだったかなというに思いますが、実際にこのアンケート自体が、子供たち自身が判断をして付けているものですから、やっぱりそのアンケート自体がなかなかこう難しいところがあるのかなというに思います。実際に学校によって、各担任の先生によっては、「それはもう含めない」とか、「含めていいよ」とか、そういった基準もバラつきがあるのだろうなというに私は捉えています。やはり、先ほど北島委員さんからのお話でも回答させていただきましたが、もう一度、その各学校長を通じて各担任の先生に、こういった点についても、やっぱり話をしていけないなというに思っております。西海市の課題としてはやはり家庭学習をいかに確保するような、確保できる子供たちを育てていくかというのが一つポイントとなりますので、そういった視点で、子供たちが回答する際にも、私は放課後の時間、例えば社会体育の待ち時間であるとか、

学童の時間であるとか、部活動までの時間であるとか、そういった時間は事前に 30 分なら 30 分やっていますっていうような捉えができるように、しっかりと伝えていきたいなというふうに思っているところでもあります。

読書活動の推進に関しては、学校教育課のほうでも、もう一度よく精査しないといけないというふうに思っているところです。それはもう原因に関わる図書補助員の減員にですね、それが例えば小学校の数値が今回、読書活動の推進で大きく 10 ポイントほど下がっているっていう結果からも、結局、補助員さんがいないと図書室は閉まっている状況になります。その間、結局、子供たち自由に入れ入りができないのですよね。そういったところも含めて、今、図書司書を各中学校に 4 名と、補助員さんは 1 名ということで、2 校・3 校の兼務というような状況で回しておりますので、そういった面が子供たちの読書にどれぐらいの影響があるのかっていうところも考えながら、次年度に向けて対策を講じていきたいなというふうに思っているところでもあります。もちろん、各学校においては、読書活動の推進というのは、本市の重点課題の一つでもありますので、単純にそういった補助員さん方に任せるのではなくて、各担任、各図書担当が中心となって、子供たちが自主的に読書活動に親しめるような教育を進めるという意味でも、しっかり話をしていきたいなと思っているところです。

#### ○武宮委員

ありがとうございます。子供たちの本当に読書離れというか、本が読めない子供たちがたくさんいるということを感じておりますので、ぜひ、司書の増員、その辺のこともご検討頂ければと思います。以上です。

#### ○谷口委員

私も意見をと思ったときに武宮委員さんが言われた、その 2 点を事前に考えておったところでしたので、重ねてになってもいけませんけれども、少し私なりの思いもお知らせをし、できたらと思っております。まず家庭学習についていうも全く同感で、現場にいるときもそうでしたけど、アンケート等に関しては課長さんが先ほどおっしゃったように、子供たちが回答するものですから事前にやっぱり学校全体として、あるいは市全体としてどういうふうな視点で子供たちが回答するときにぶれなく、みんな同じような観点で自分を評価できるというふうなことをするべきだなというふうに思っておりました。また、あわせて、今回も小学校低学年が 30 分、中学年が 45 分、高学年 60 分、中学校 120 分という、設定があってそれに対してできるかという、もう本当に小学生の実態も、学童保育や、そのほか社会体育、また中学校についても部活動等をやりながら、放課後、家庭に帰っての時間っていう限られた中で、そこに家庭学習にも向けるっていうのが、例えば中学生であれば 2 時間、設定しているところが果たしてその 2 時間という時間を確保できるかって本当に難しいところだろうなというふうに、実態としては思っておりました。ですから、時間は 2 時間という目標はありながらも、その 2 時間の 1 時間でも、2 時間に値するようなそういうふうな学習の内容とか、自分なりに学習計画を立てて取り組むとかっていうことをやっている子もいるだろうし、また塾に行って学習している子もいるかと思えます。そのようなことも、新たに市の取組として、放課後のオンライン学習や A I ドリルも、取

り組んだというふうにも聞いておりますので、そういう取組もしっかりとした家庭学習の  
に取り組んでいるんだということを子供自身がしっかりと捉えて、アンケートのときには、  
自分のやってることをちゃんと答えられるような、先ほど、学校や担任によってばらつき  
があるということがありましたけど、そうではなく、ちゃんとアンケートに答えられるよ  
うな体制をつくっていかれるのが、大事だろうなというふうに思います。今回、特に4年  
度から5年度にかけて、コロナが落ちつき、学習もしっかりと取り組めるような学校の状  
態がなっておるときに下がったっていうのは、どういうことが要因なのかなっていうこと  
を私なりに考えたときに、何が要因なのかなってちょっと思い当たらないところがありま  
したので、そこもしっかりと捉えていけたらなというふうに思ったところです。また6年  
度の今の取組が、来年度の活動アンケートのときにどう子供たちが答えるかっていうのが  
非常に關心あるところです。

もう一つは、図書館司書のことについても私も思っておりました。実態としても特に6  
年度に関しても、図書館、中学校の図書館司書が小学校も含めて兼務しているというこ  
ともお聞きしております。その人だけに限って、読書活動が云々ということではもちろんあ  
りませんし、学校全体としての取組が生きてくるかことかとは思いますが、やはり  
専門の図書室に人がいる。本とともに人がいる。その人を通して子供たちに本の楽しさ本  
を読むことの楽しさとか、あるいは本を通して調べたり学んだりっていうことの、充実感  
とか楽しみっていうのを、やっぱ覚えさせられるのはやっぱり中学校司書の役割でありま  
すし、司書が小学校に配置する補助員さん方に対して、そういうふうなことも研修をしま  
しながら、図書室の充実を図っているという、以前やっていた西海市のすばらしい取組をも  
う1回復活させていただきたいなど。また、今後、予算、計画とかを立てられる時期にな  
るかと思っておりますので、ぜひその部分の、配置の計画というのを、さらに、考えていた  
だきたいなと思って、今日私も参ったところです。以上です。

## ○教育長

ご意見ありがとうございました。ご要望としてお聞きして参りたいと思います。先ほど  
次長からありましたように、この件につきまして、10月に再度議題といたしますので、そ  
れまでにもう一度じっくりご覧になられて、質問があれば、そのときにお願ひしたいと思  
います。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第63号は、継続審議することにご異議ありませんか？

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第63号 令和5年度西海市教育委員会自己点検・評価について」は、次  
回以降の定例会へ継続審議といたします。

## 日程第2「議案第64号 令和7年度使用中学校教科用図書の採択について」

### ○教育長

日程第2「議案第64号 令和7年度使用中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

### ○教育次長

「議案第64号 令和7年度使用中学校教科用図書の採択について」です。令和6年8月7日に開催された西海市教科書採択協議会において別紙のとおり採択案が策定されたので、採択について議決を求めるものです。参考条文につきましては、下段のほうに記載しております。

2ページを開いていただいて、よろしいでしょうか。今回、令和7年度使用中学校教科用図書として、採択案がまとめられております。2ページに記載のとおり、国語から道徳まで種目ごとに採択協議会案ということで、それぞれの出版社の名称を記載をしているところです。

3ページ以降につきましては、それぞれの種目、そして発行者毎の採択理由をまとめているところです。本年4月の定例会において採択協議会の委員の委嘱に係る議案を議決していただいております。そのあと、調査委員会選定委員会等を開催して、最終的に8月7日の採択協議会というふうな手続を踏んでいるところです。その調査委員会や選定委員会の状況や検討した内容の状況については、学校教育課長の方から説明させていただきたいというふうに思っているところです。

### ○学校教育課長

それでは失礼します。次長の説明にもありましたが、西海市教科書採択協議会第1回目を5月1日に開きました。2回目の西海市教科書採択協議会は8月7日です。

令和7年度使用の中学校教科書の採択につきましては、6月から7月までの間に調査委員会を開催し、それから選定委員会を行いました。調査委員会は10教科計33回の委員会を開き、県教育委員会作成の選定資料等を参考に各教科書を調査研究し、7月12日に選定委員会に報告資料を提出しました。選定委員会は10教科計33回の委員会を開き、調査委員会の報告資料等を参考に教科書を選定し、報告資料を取りまとめました。8月2日に採択協議会に提出をし、8月7日の第2回教科書採択協議会で選定結果を報告したという流れになります。

また、6月27日から7月9日までの期間、各学校で教科書見本の閲覧を行い、全ての中学校の教員から意見を寄せていただきました。加えて、保護者の方や市民に対しては、6月28日から7月18日までの期間、教育委員会に本を展示し、閲覧していただき意見を頂くようにしました。市民の閲覧は1名から5箇のアンケート記入がっております。8月7日の教科書採択協議会では、選定委員会の報告及び寄せられた教員や市民の意見をもとに慎重に審議をいたしました。その結果としてお手元の資料のとおり令和7年度使用中学校教科書の採択案を決定したところでございます。本市で使用する中学校の教科書の採択案は2ページに記載のとおりとなります。採択理由については、3ページ以降のとおり

りになります。説明は以上です。

○教育長

ただいま説明がありましたけれども、ここで暫時休憩をしてですね、時間は余りとれないんですけど、教科書を見ていただきたいと思います。10時25分まで休憩したいと思いますので、その間に、委員の皆様方、どうぞご覧なってください。休憩いたします。

○教育長

それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほど、説明がありましたけど何か質疑はございませんか。矢吹委員どうぞ。

○矢吹委員

いま教科書を見せていただきまして、ありがとうございました。中学校で子供や保護者の声を、ちょっと聞いていただきたいのがですね、教科によっては教科書を使わずに授業を進められているっということを知りまして、先生方も一生懸命ですね、授業をしてくださって、子供たちに分かりやすい授業をされているのだとは思いますが、ちょっと分からないって思って、家に帰って自分で教科書を見て、それで理解をするということを、言われている保護者の方もいらっしゃいました。それで、せっかくですねこういった教科書を選んで頂いていますので、できれば授業ですね、教科書を見て授業を進めていただけたらなあというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○学校教育課長

ありがとうございます。基本的に授業というのは、教科書を使って授業時間に必要となる、その目標達成に向けて授業するというのが基本です。そこについては、まず各学校に実態調査をちょっとさせていただきたいなというふうに、ご意見を伺いながら考えたところであります。基本的に授業の手法として教科書を閉じてですね、面白おかしくするために、あえて閉じておくっていうのは実際あるんですけども、そういった意味で使っているのか、全く教科書をあけることなく授業をやっているのかっていうところで、違いますので、そういったところの把握をさせていただいてですね、そういった授業があるとするならば、しっかりと改善をするように校長を通じて、各学校に働きかけていきたいと思っております。ありがとうございます。

○教育長

ほかに質疑はございませんか。これで教科書決定になりますけどよろしいでしょうか。ちょっと時間がとれずにもう申し訳ありません。それでは、質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第64号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第64号 令和7年度使用中学校教科用図書の採択について」は、原案のとおり可決されました。

**日程第3**「議案第65号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について  
(教育費補正予算第2号)」

○教育長

日程第3「議案第65号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について  
(教育費補正予算第2号)」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第65号、議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第2号)」の提案理由ですが、令和6年度西海市一般会計補正予算第2号中、教育費の補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨、申出ようとするものです。参考条文については下段のとおりです。

2ページ、3ページをまずお開きください。補正予算の総括表第1表になります。今回の補正予算の内容ですが、まず、1項教育総務費においては、事務局費の職員給与費等の補正になります。これは人事異動等々によるものです。

2項小学校費については、1目学校管理費において、職員給与費等の減額、そして小学校一般管理費の増額になります。この一般管理費については、学校の修繕費の増額補正予算となります。2目教育振興費については、中学校費も同様に増額をしておりますが、GIGAスクール構想推進事業として小学校費においては39万6千円。中学校費においても同額の39万6千円ということになります。この内容につきましては、GIGAスクール構想第2期として、ネットワークの強化を推進をするために、国の補助金を活用してネットワークアセスメントを実施するという一方で、現状のネットワーク環境の課題把握を行うというふうな形で計画をしております。このネットワークアセスメントというのは、インターネットの構成要素を評価して、課題や原因の特定を行うということで、やはり、規模が大きい学校においてはですね、つながりにくかったりとかするところもありますので、そういったところを確認するという一方で考えております。小学校においても中学校においても、それぞれ2校ずつ実施をすると、比較的市内で規模が大きい学校ですね。2校ずつで実施をするということで、国の補助率3分の1の補助事業を活用して実施をするということで考えております。

次に3項中学校費の1目学校管理費ですが、小学校費同様、中学校一般管理費として、学校の修繕費の増額補正となっております。

3ページに移っていただきまして4項社会教育費1目社会教育総務費においては、職員の人事異動等に伴う職員給与費等の増額、そして、2目公民館費においては西彼教育文化

センター施設整備事業として、増額補正予算をしております。これについては、施設が雨漏り等をしておりまして、その屋上防水の改修工事を予定しております。

次に、5項保健体育費1目保健体育総務費ですが、社会教育一般管理費の減額と中学校部活動の地域移行事業の増額というふうな形になります。これについては、昨年度から中学校の部活動地域移行に係る委員会を立ち上げております。その委員会の経費を国の補助事業、財源を活用して実施するというので、財源の組替え補正を行ったところです。併せまして、事業推進に係る経費等についても増額補正をさせていただいております。2目体育施設費ですが、体育施設費として体育施設の修繕料の増額補正になっております。3目学校給食費においては、学校給食物価高騰対策食材費補助事業ということで計画をしております。これについては、後ほどの議案等の関連もありますが、どうしてもその給食の食材費が高騰している状況にあり、児童生徒の食材費相当分については、市の方から補助を出すと。それ以外の教職員等の食材費については、その増額分を自己負担していただくということで、給食費の徴収規則の改正もですね、後ほど、検討をしていただくような形で考えております。

全体として4,784万6千円の増額補正となっております。

4ページ、5ページを開いていただいでよろしいでしょうか。先ほど説明いたしました西彼教育文化施設整備事業につきましては、予算可決後に、まずは実施設計の委託を行います。その結果を受けまして、工事に着手するという形になります。来年の梅雨時期を前に工事の完成をさせるということで、予算の繰越しが予定されておりますので、今日、繰越明許費の設定も、あわせてさせていただくという内容になっております。5ページについては、実際の事業の内容を記載しております。西彼教育文化センターの屋上防水の改修ということで、設計管理の委託費に係る予算、そして改修工事費に係る予算、合計で2,156万2千円を計上し、事業期間については、6年度から7年度までということで計画をしているところです。提案理由は以上でございます。

#### ○教育長

ただいま、議案第65号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第65号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第65号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第2号)」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4「議案第66号 行政財産の用途廃止について」

##### ○教育長

日程第4「議案第66号 行政財産の用途廃止について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

##### ○教育次長

「議案第66号 行政財産の用途廃止について」になります。対象の行政財産につきましては、議案書の中段に記載をしております。財産区分が不動産、土地になります。西海スポーツガーデンの敷地の一部を行政財産としての廃止をする予定で考えております。それぞれの面積、地目、そして、備考欄に記載のとおり、用途廃止後については保健福祉部包括支援課の方に所管替えを行うということで考えております。

提案理由ですが、西海市スポーツガーデン敷地の一部を救急クリニックの駐車場用地として使用することとなったため、当該地について行政財産の用途廃止を行い、その担当部署である保健福祉部包括支援課に所管替えを行うというものです。

2ページについては、参考条文を掲載しております。

3ページ行政財産用途廃止の場所ですね、位置図になりますが、西海市西海スポーツガーデンの敷地の一部になります。

4ページを開いていただいでよろしいでしょうか。4ページにスポーツガーデンの全体が分かるような地図を載せております。その中で、県道から集落のほうに降りる市道がありまして、そこにあります用地になります。一応、スポーツガーデンの敷地の一部というふうな整理になっております。

5ページがそれぞれの地番ごとの用途廃止をする地籍面積の算出資料というふうな形になります。この救急クリニックにつきましては、既にご承知のことかとは思いますが、来年の2月開院予定ということで、そこに勤めの職員の駐車場用地ということで聞いております。提案理由としては以上でございます。

##### ○教育長

ただいま、議案第66号の説明がありました。質疑ありませんか。北島どうぞ。

##### ○北島委員

はい。ご説明頂いて、職員さんの駐車場ということではあるのですが、かなり診療所クリニックの方から離れておりまして、非常にご不便だろうなというふうに思います。救急クリニックは西海市の特定診療助としてですね、認可し、今現在建設中というところで、非常に公共性も高い場所になっていこうかと思えます。あと、患者さんはもちろんですが、そこにお勤めの職員さんのことを考えると、やはり職場環境改善という意味では、市が持っている公有地で、もう少し診療場に近いところのご検討というのはなされなかったのか、そのは辺りをちょっと教えてください。

##### ○教育次長

救急クリニックの設置場所についてはスポーツガーデンのですね、ちょうど県道側の敷

地になりまして、そこについては既に昨年、行政財産の廃止をして所管替えをしているところになります。近隣の公有地について、確認をいたしました。まず1番考えられるのはスポーツガーデンの駐車場が1番考えられるところではあるのですが、これについてはあくまで行政目的がある、要はその利用者があるところになりますので、そこについては、職員駐車場用地として提供するのは難しいだろうという判断になっております。スポーツガーデンのテニスコートのところに、防災食育施設が建設されます。そこで実際用地については、その関係する防災食育施設の車両がですね駐車しなければいけないスペースもありますので、そういったところを考え合わせまして、できるだけ近い公有地ということで、担当部署のほうと協議を重ねてきたところです。

4ページのですねスポーツガーデンの県道からちょっと反対側にですね、広い市有地があったところなのですが、ここだったらやはりその広さはあるのですけれども、逆に遠くなるということですね。できるだけ、近いところということで、今回、提案をさせていただいている用地を選定したという経緯がございます。ですからできるだけその委員がおっしゃるような形の対応はですね、検討したのですが、ここが1番ベストであるだろうということですね、協議が整ったところで今回議案の提案というふうな形になったところです。ここでも1番近いところだということで、ご理解頂ければと思います。

○教育長

他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第66号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第66号 行政財産の用途廃止について」は、原案のとおり可決されました。

**日程第5 「議案第67号 西海市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について」**

○教育長

日程第5 「議案第67号 西海市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

## ○教育次長

「議案第 67 号 西海市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について」です。提案理由ですが、児童、生徒及び徴収員の定義を明確にするとともに、食材費の高騰に対応するため、児童又は生徒以外で同様の給食を受ける者（教職員等）の学校給食費を改定するものです。また、それに伴い、別表に規定する每期徴収額の改正を行うというものです。

2 ページから 4 ページにかけてが、改正規則の案になります。

まずは、9 ページ徴収規則の改正のポイントをまとめておりますので、まずはこちらを見ていただければよろしいでしょうか。ポイント 1 として児童、生徒の定義についてまとめております。児童、生徒という名称があつて、これについてはいろいろな法に基づいて解釈がございます。法による解釈が異なるため、この児童、生徒は、この徴収規則で使う児童、生徒の定義を明確にしております。これについては学校教育法の第 17 条に就学義務、そして第 18 条に、病弱等による就学義務の猶予または免除という規定がありますので、ここの規定に基づいて、定義を定めたというふうな形になります。

次にポイント 2、学校給食費の標準単価の区分変更ということで、食材費の高騰により、現状の標準単価による学校給食の提供は難しい状況にあり、現状に応じた標準単価へ改正を行う必要があります。児童生徒の不足する食材費については、市からの補助により賄う予定ですが、教職員等については、市からの補助はなく、不足額に応じた標準単価を別途規定する必要があるため、児童生徒と教職員等を別に区分する必要があります。1 として児童、2 として児童と同様の学校給食を受ける教職員等とし、ここの教職員等については教員、職員、そして学校給食センターの職員も含まれるような形になります。次のページをお開きください。3 として生徒、4 として生徒と同様の学校給食を受ける教職員等ということで、教職員等については、小学校と中学校別のですね、区分として整理をさせていただきます。

次にポイント 3、標準単価の改定額です。児童と同様の学校給食を受ける教職員等については、40 円増の 290 円。生徒と同様の学校給食を受ける教職員等については、60 円増の 360 円。これはいずれも 1 食当たりの単価になります。児童生徒の 1 食当たりの単価がこれまでどういうふうな改定をしてきたのかについて、記載の表にまとめておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。9 月 1 日の案ですが、児童については 250 円だけど、教職員等については 290 円。同様に生徒については 300 円だけど教職員等には 360 円という違った金額で整理をさせていただきます。

ポイント 4 の每期納付額の改正額になります。標準単価の変更に伴い、別表に規定する児童または生徒と同様の学校給食の提供を受ける教職員等欄の每期納付額を変更するものです。また、第 11 期の調整額について、標準回数を上回る場合にも対応できるように規定を変更しております。児童と同様の学校給食を受ける教職員等については月額 800 円増の 5,000 円。生徒と同様の学校給食を受ける教職員等については、月額 1,200 円増の 6,200 円というふうな形で改正をする予定です。

ポイント 5 ですが、この規則につきましては、本年 9 月 1 日から施行する予定としております。ですから第 5 期分の 8 月分までの給食については、従前のおりというふうな形で整理しております。

次に、5 ページを開いていただいでよろしいでしょうか。改正規則の新旧対表対照表になります。第2条の規定において、先ほどから説明しているようにまず、児童生徒の定義を明確にしております。

併せて、次のページ6 ページ。10 号として徴収員という規定も新たに設けております。徴収員というところが、定義として明確でなかったところがありましたので、今回追加をするものです。併せて、第4条第2項に、先ほど説明しているように、小学校の教職員等、中学校の教職員等について、月額標準単価の単価をですね、新たに設けて改定をするという内容になっております。

7 ページ以降については、各納期納付額ですね金額を明確にするような形で、これも同様に、教職員等については別立てですね、規定をするような形になっております。これにつきましては先ほど補正予算の内容で説明しているとおり、児童生徒については金額を変えず、実際上がっている高騰部分については市からの補助で補填をします。それ以外ですね、児童生徒以外については、本来のかかる食材費について負担をしていただくという内容で改正をしているところです。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### ○教育長

ただいま、議案第67号の説明がありました、質疑ありませんか。谷口委員どうぞ。

#### ○谷口委員

はい。6 ページでの 10 号で示された徴収員というのは、具体的にどういう方がおられるのかということのお尋ねと、もう一つは教職員の児童、つまり小学校に勤める職員と、中学校生徒と同様の中学校に勤める職員の差の根拠と申しますか、実際は同じものを、小学校であろうと、中学校であろうと教職員は同じものを頂いているが、パンの大きさとか違うと思うのですが、実際現場でいくと、中学校の職員のほうが、年齢的にも高い方がおられて、量としては、むしろそんなに頂いていないというのが、現状としてはあったかなあと思っています。だから、小学校に勤める者と中学校で勤める者の職員の差というのが理解得られるのか、各職員に応じて得られるのかなというのちょっともう単純に思ったところであります。

#### ○教育次長

まず1点目の徴収員ですけれども、これについては数的にはですね、年々こう減っているような状況にはあるのですが、西彼地区と西海地区に一部残っております。具体的に言いますとPTAの方ですね、徴収員を選任していただいて、その方が毎月ですね、地区の集まり等で徴収をしていただくというふうな形で行っているところです。これについてはPTA等からの要望がありまして、段階的にですね、口座引き落としへの移行もですね、視野に今検討しているところなのですが、そういった方々であるというふうなことでですね、ご理解をしていただければと思います。

2点目の実際の小学校の教職員等と中学校の教職員等の単価の違いですね、これについては求められる栄養価が違ってきて、それに基づいた食材の量であったりとかの計算をします。それについては、小学校中学校別で計算をするということで、委員から出ているよ

うにパンの種類は同じでも、大きさの違いというものもあります。実際、小学校と中学校ではですね、かかる食材費については違うため、そういった計算をしているというふうなことで確認しておりますので、あくまで、徴収する単価についてもそこは違うと。そのためこのような形で規定をしなければいけないというふうに考えております。あくまでこの給食費の算出については、標準単価かける標準回数というふうな形になっておりますので、実際、その学校に来ている給食の部分が実際どういうふうに違うのかっていうのは、見た目では分からないとは思うのですよね。また、分からないと思うのですが、給食の食材費等を計算する上では、そういった、きちっとした計算も栄養教諭の方がしておりますので、それに基づいた単価の差を規定しているというふうな形でご理解をいただければというふうに思います。以上です。

#### ○学校教育課長

実際、大人なので、私は中学校のサイズと同じなのかなというふうに栄養士の先生とかですね、問合せをしていたところ、実際に小学校の教員が食べている量というのは「小学校の高学年のサイズに合わせたものであって、中学校のサイズではない」というところとか、例えば魚の切り身があったとしてですね、それがもう本当微妙なグラム単位の差ではあるのですが、中学校のサイズと小学校のサイズが違うということで、実際に小学校のサイズで、小学校の教員は食べているという状況があるということでした。ここに関しては、やはり近く調理場、それから栄養献立を立てる栄養の先生からも一つにまとめることはちょっと難しいということでのご意見を頂いているところです。

#### ○教育長

よろしいでしょうか。見た目はあんまり変わらないけども、実際はちょっとグラム数とか違うというような説明でした。

他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第67号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第67号 西海市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第68号 崎戸町江島地区及び同平島地区の学校給食費標準単価の改正について」

○教育長

日程第6「議案第68号 崎戸町江島地区及び同平島地区の学校給食費標準単価の改正について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第68号 崎戸町江島地区及び同平島地区の学校給食費標準単価の改正について」です。先ほどの議案第67号と関連する部分がありますが、西海市学校給食費徴収規則第4条第1項ただし書の規定に基づき、別紙のとおり提出しようとするものです。参考条文については下段のほうに記載をしております。

2ページ、3ページを開いていただいでよろしいでしょうか。離島地区の学校給食費の標準単価の案については2ページに記載をしております。児童生徒等につきましては、先ほどの規則改正の考え方と同様に変更なしということで考えております。教職員等につきましては、標準単価が370円のところを430円、60円増ということで、これについては本土部と同じ、改定額というふうな形にしております。月額については6,300円から7,400円というふうな形になっております。具体的に給食費がどれぐらい費用かかっているかという計算をしますと、離島地区については、実際、本土部より改定額については実際大きい金額にはなりません。どうしてもその食数が少ないこともあってですね、単価の改定額は大きくなりますが、これについては、やはり離島だからということですね、負担を強いるということではなく、本土部と同じような改定額に揃えるという考え方に基づいて、この標準単価の案を作成をしているところです。提案理由については以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第68号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第68号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第68号 崎戸町江島地区及び同平島地区の学校給食費標準単価の改正について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告（資料により報告）

次回の定例教育委員会：9月26日（木）午前9時30分から

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午前11時20分閉会）

署名

令和 年 月 日

教育委員 \_\_\_\_\_

教育委員 \_\_\_\_\_

職 員 \_\_\_\_\_